

# 質疑書に対する回答

令和3年12月9日  
京都府流域下水道事務所

業務委託番号	流3上流第13号の1	
業務委託名	木津川上流流域下水道木津川上流浄化センター運転管理業務委託	
業務場所	木津川上流浄化センター他	
質疑事項	質疑内容の説明	回答
要求水準書[P.6] 2.3.1 本委託の業務範囲について  05_2【関】 幹線管渠巡視・点検業務委託 特記仕様書	管路施設は、業務範囲として要求水準書表2-1に「監視業務として巡視点検及び記録」とされています。また、閲覧図書内の「幹線管渠巡視・点検業務委託特記仕様書」には年2回の調査業務が規定されています。この中で、調査時点でマンホール等の破損が発見された場合には、委託者に報告した後は、委託者が修理するというのでしょうか。	突発的な小修繕の対象になります。
契約書[P.27] 第13条2 突発的な小修善業務について	現包括業務期間中に発生した故障で、その金額が50万～150万円であることが次期包括業務期間に判明した場合、修善責任は貴流域下水道事務所ですか。	突発的な小修繕の対象となります。
要求水準書[P.18] 4.2.3 目標値について	今包括委託より、脱水ケーキ生成率が契約基準値から目標値に変更されているが、値が超過した場合ペナルティの対象とならないとの解釈でよろしいでしょうか。	脱水ケーキ生成率の未達は減額対象ではありません。
要求水準書[P.43] 別紙5 対象施設について	要求水準書及び閲覧図書「幹線管渠巡視・点検業務委託特記仕様書」に、相楽幹線に付属する水管橋の明記がありませんが、本包括委託業務の対象外と考えてよろしいでしょうか。	相楽幹線の管渠延長に含まれており、本委託業務の対象です。
要求水準書[P.52] 別紙6 設備の定期点検予定書について	No.392 No.3 脱水機送水ポンプ(令和2年4月設置)が当浄化センターに存在しません。どこに設置している機器でしょうか。記載間違いであれば、点検の対応(代替、削除など)をご教授お願いします。	要求水準書のとおり計画してください。契約後、協議の対象となります。
要求水準書[P.61] 別紙6 設備の定期点検予定書について	今包括委託より、液体酸素設備が点検対象外となる点について、計装点検にはまだ関連設備の点検項目が記載されたままです。点検の対応(継続、削除)をご教授お願いします。	要求水準書のとおり計画してください。契約後、協議の対象となります。
要求水準書[P.63] 別紙6 設備の定期点検予定書について	要求水準書にPAC注入ポンプ回転数-6が記載されていません。記載漏れであるのか、それとも今包括から点検対象外となったのか、点検の対応(実行、削除など)をご教授お願いします。	要求水準書のとおり計画してください。契約後、協議の対象となります。
要求水準書[p.79] 別添2 「有害物質等の分析 分析方法一覧表」	要求水準書に記載された分析方法以外に告示第64号の「排水基準検定方法」に基づいた方法で分析を行うことは可能でしょうか。 例 「有機燐」は「告示第64号付表1」→「付表1に掲げる方法又はパラチオン、メチルパラチオン若しくはEPNにあってはJIS K0102 31.1に定める方法(GC法を除く)。メチルジメトンにあっては告示第64号付表2に掲げる方法」	告示第64号の「排水基準検定方法」に基づいた方法で分析を行うことは可能です。
要求水準書[P.82] 別添4 「微量有機塩素化合物の分析 分析方法及び数値の記載方法」	陰イオン界面活性剤の分析方法「JISK0102.30.1又は下水2.1.41.1」は枝番で複数の分析方法があります。現在、発がん性のある「クロロホルム」(特化則の特別管理物質)を使用する分析方法で行なっていますが、「クロロホルム」使用しない別の方法を枝番から選択することができるといふ解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

<p>要求水準書[p.85] 別添6 「管渠下水水質の分析 分析方法一覧表」</p>	<p>要求水準書に記載された分析方法以外に告示第64号の「排水基準検定方法」に基づいた方法で分析を行うことは可能でしょうか。 例 「有機燐」は「告示第64号付表1」→「付表1に掲げる方法又はパラチオン、メチルパラチオン若しくはEPNにあってはJIS K0102 31.1に定める方法(GC法を除く)。メチルジメトンにあっては告示第64号付表2に掲げる方法」</p>	<p>告示第64号の「排水基準検定方法」に基づいた方法で分析を行うことは可能です。</p>
<p>要求水準書[P.99] 別紙11 配置すべき有資格者について</p>	<p>配置すべき資格にボイラー技士(二級)がありますが、資格を必要とする機器がないため業務遂行に影響がない資格と思われます。配置すべき資格者としてリストにあるのは、どのような理由でしょうか。</p>	<p>資格を必要とする機器がないため、ボイラー技士(二級)は不要です。</p>
<p>要求水準書[P.99] 別紙11 配置すべき有資格者について</p>	<p>配置すべき資格に特定高圧ガス取り扱い主任者がありますが、液酸設備が廃止された場合には資格に必要な対象設備が無くなると思われます。配置すべき資格者としてリストにあるのはどのような理由でしょうか。</p>	<p>資格を必要とする設備がないため、特定高圧ガス取扱主任者は不要です。</p>
<p>06.2.【関】 クレーン自主検査業務 特記仕様書</p>	<p>5トンの以上のクレーンが対象となっていますが、それ以下の定格荷重クレーン(1トン～2.8トン;11台)も法的には年次で荷重試験が必要です(クレーン等安全規則)。これらの業務について、実施計画・費用については見込まれていますか。</p>	<p>特記仕様書4. (1)委託対象機器の記載は、性能検査が必要なクレーンのみとなっておりますが、4. (2)委託業務内容に記載のとおり法令に基づく検査を実施する必要があります。費用については、全ての検査を1日で実施するための費用を見込んでいます。</p>
<p>08.1.【関】 包括業務委託設計書(活性炭取替業務)[P.5]</p>	<p>活性炭数量計算表の合計数量が合いません(塩基性分)。いずれが正しいでしょうか。</p>	<p>活性炭数量計算表中、購入炭(別途支給)の「塩基性」の相楽中継ポンプ場及び計の数量に間違いがありますが、合計数量は正しいです。</p>
<p>08.1.【関】 包括業務委託設計書(活性炭取替業務)</p>	<p>取替時期は臭気吸着状況等により、受託者が判断して決定することは問題ありませんか。</p>	<p>受託者が臭気吸着状況等により取替時期を判断して決定することについては問題ありません。</p>
<p>09.2.【関】 脱硫剤交換業務 特記仕様書</p>	<p>「対象機器及び脱硫剤交換頻度」が3塔/年となっておりますが、2塔/回×3回ではないでしょうか。3塔/年では破過により十分な脱硫ができない恐れがあります。別紙1の予定数量もそれに伴い変更となりませんか。</p>	<p>仕様書のとおり費用を計上してください。契約後、交換頻度等について協議の対象となります。</p>
<p>14.1.【関】 包括業務委託設計書(消防用設備保守点検業務)</p>	<p>P6 木津川上流浄化センター及び相楽中継ポンプ場防災設備表の消火器員数が実際と異なります。(≒40台少ない)</p>	<p>設計書のとおり費用を計上してください。契約後、協議の対象となります。</p>